

## 最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、毎年7月下旬頃、厚生労働大臣に対し、地域別最低賃金改定の目安について答申しており、本年も2023年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申を行うことが見込まれる。昨年の中央最低賃金審議会は、全国加重平均31円の引上げを答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において、地域別最低賃金額が決定された。茨城県では、中央最低賃金審議会の答申(目安額31円)から1円増加した32円の引上げが行われ、茨城県の2022年度最低賃金は911円であった。

最低賃金制度は「すべての労働者を不当に低い賃金から保護する保全網(セーフティネット)」であり、最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むことができるようにする必要がある。

しかし、長期に及んだ新型コロナウイルスの感染蔓延やロシアのウクライナ侵攻の影響により、食料品や光熱費等生活関連品の価格が急上昇している。最低賃金で働いたとしても人間らしい生活を持続的に営むためには、物価上昇に対応できるだけの最低賃金の引き上げが喫緊の課題といえる。

また、最低賃金の地域間格差が依然として大きいことも、重大な問題である。2022年度最低賃金は、最も高い東京都で1072円、最も低い10県では853円であり、219円の開きがあり、茨城県と東京都でも161円の開きがある。しかしながら、労働者の生計費は最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないと分析されている。地方では、都市部と比べて住居費が低廉であるものの、公共交通機関の利用が制限されることから、自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。労働者の最低生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度についても積極的に検討すべきである。

他方で、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、その支援も必要である。最低賃金引上に伴う中小企業への支援策として、現在、国は

「業務改善助成金」制度により中小企業に対する支援を実施している。しかし、その支援は未だ十分なものとは言い難く、我が国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営が行えるように、社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減する等の十分な支援策を講じることが必要である。

当会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活の確保のために、中央最低賃金審議会が本年度、地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の大幅な引上げを答申することを求める。

また、茨城地方最低賃金審議会においては、最低賃金の引上げには地域経済の活性化効果があることも踏まえ、昨年度のように中央最低賃金審議会の目安額を上回るよう、主体的に茨城県の最低賃金額の大幅な引上げを図ることを求める。

2023年（令和5年）年6月8日

茨城県弁護士会

会 長 望 月 直 美